



BAY HILLS

2022 年 1 月号

ベイヒルズSR通信

〒221005 横浜市神奈川区栄町 11 KDX 横浜ビル 6 階
TEL : 045-450-6701 (平日 9:00 ~ 17:00)
FAX : 045-450-6706



【今月の一言】

新年あけましておめでとうございます
平素はご愛顧を賜わり、厚く御礼申し上げます。



さて、社労士事務所では先日ランチ会をしてきました！緑いっぱいのオシャレなカフェでお料理もスイーツも美味しかったです！リモートワーク導入で『個』の時間が増加している中、コミュニケーションをしっかりとれる時間があることはありがたく、あらためて会社環境の中で大切な要素だということを従業員として実感しました。（事務員 S）

それでは今月もベイヒルズSR通信をお届けいたします。

それは今月もベイヒルズSR通信をお届けいたします。

人材開発支援助成金に事業展開等リスクリング支援コースが新設！

厚生労働省「人材開発支援助成金」に、2022 年 12 月 2 日より、新コースが創設されました。

◆「事業展開等リスクリング支援コース」の新設

本助成金は、新規事業の立ち上げなどの事業展開等に伴い、新たな分野で必要となる知識および技能を習得させるための訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成するものです。

対象事業主は、以下となります。

- ① 既存事業にとらわれず、新規事業の立ち上げ等の事業展開に伴う人材育成に取り組む事業主
(例: 新商品や新サービスの開発、製造、提供、販売を開始するなど)
- ② 業務効率化や脱炭素化などを目的とし、デジタル・グリーン化に対応する人材育成に取り組む事業主
(例: ITツールの活用・電子契約システムの導入で、社内ペーパーレス化を推進)。

支給対象となる訓練は、①企業において事業展開を行うにあたり、新たな分野で必要となる専門的な知識および技能の習得をさせるための訓練、もしくは

は②事業展開は行わないが、事業主において企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション化やグリーン・カーボンニュートラル化を進めるにあたり、これに関連する業務に従事させるうえで必要となる専門的な知識および技能の習得をさせるための訓練等です。

経費助成率は 75% (中小企業の場合)、賃金助成額は 1 人 1 時間あたり 960 円 (中小企業の場合) です (助成限度額あり)。

◆「人への投資促進コース」改正 (助成率の引上げ等)

本助成金は、デジタル人材・高度人材を育成する訓練、労働者が自発的に行う訓練、定額制訓練 (サブスクリプション型) 等を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成するものです。今般、①助成限度額の引上げ、②定額制訓練の助成率の引上げと対象訓練の緩和、③高度デジタル人材訓練の支給対象訓練の追加等がされました。

高齢労働者も DX・リスクリング

少し古い調査ですが、「60 代の雇用・生活調査」という調査 (2020 年公表。JILPT) によると、60 代の高齢者に占める就業者の割合が上昇しており、調査時点で仕事をしている高齢者が 59.0% であったということです。

日本の労働人口は 2040 年までに 20% 減るともいわれています。一方で政府は、年金の支給開始年齢の 70 歳までの引上げを視野に入れているようです。働かなくてはならない高齢者も増え、労働力人口に占める働く高齢者の割合も増えることになるでしょう。高齢になってからも働かなくてはならないというのは確実なようです。

◆DX・リスクリングの必要性

DX とは、デジタルトランスフォーメーションの略で、デジタル技術を導入することで サービスや業務そのものに変革を起こし競争力を上げて

いくことを指します。

いま、様々なところで DX・リスクリング (学びおし) が必要だといわれていますが、働く高齢者も例外ではありません。

DX とリスクリングはセットで考えないと効果がありません。帝国データバンクが行った「リスクリングに関する企業の意識調査」(2022) によると、DX に取り組んでいると回答した企業のうち 8 割以上がリスクリングにも取り組んでいます。一方、DX にまだ取り組んでいない企業でのリスクリングへの取り組みは 3 割程度にとどまっています。

年齢が上がるとどうしても新しい物事に取り組む意欲が弱くなり、慣れ親しんだ方法から離れられなくなるということはあるでしょう。しかし、今後は、年齢や業種・職層に関係なく DX・リスクリングは必須のものとなります。

◆リスクリングとは、つまり……

いまだに「神エクセル」や「エクセル方眼紙」が根強く残っている企業もあるのでしょうか。リスクリングとは、ごく簡単にいえば、新しいデジタルツールの学習であるともいえます。

ただ、新しいデジタルツールといってもこれまでの技術の延長上にあるものですので、仕組みが分かれば怖いことはありません。高齢労働者がこれまでの職業経験も活かして、臆せず新しい知識を吸収していけるような取組みが、企業には求められます。

【労働政策研究・研修機構 (JILPT) 「60 代の雇用・生活調査」】
【帝国データバンク「リスクリングに関する企業の意識調査」】より

1 月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

10 日

- 源泉徴収税額 (※)・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]

※6 ヶ月毎納付の特例を受けている場合には、
2022 年 7 月～12 月分を 1 月 20 日までに納付

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
＜前月以降採用の労働者がいる場合＞
[公共職業安定所]

31 日

- 法定調書＜源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表＞の提出 [税務署]
- 給与支払報告書の提出
＜1 月 1 日現在のもの＞ [市区町村]
- 固定資産税の償却資産に関する申告
[市区町村]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付
＜第 4 期分＞ [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出
＜休業 4 日未満、10 月～12 月分＞
[労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付
[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出
[年金事務所]
- 労働保険料納付＜延納第 3 期分＞
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出
(雇用保険の被保険者でない場合)
＜雇入れ・離職の翌月末日＞
[公共職業安定所]
- 固定資産税に係る住宅用地の申告
[市区町村]

本年最初の給料支払日の前日まで

- 給与所得者の扶養控除等 (異動) 申告書提出 [給与の支払者 (所轄税務署)]
- 本年分所得税源泉徴収簿の書換え
[給与の支払者]

